

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（催物・イベント関係）】

(特措法第24条9項)

○ **業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】**

○ **催物・イベント等の開催制限【変更】**

期間	収容率（※1）		人数上限（※1）
9月13日 ～ 10月12日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は収容定員 50%以内 (10,000人まで)のいずれか 大きい方
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。(両方の条件を満たす必要あり。)

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的にを行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。1